

環境対応車普及促進事業の実施に係る 団体の募集についての公示

平成22年2月3日

国土交通省自動車交通局長 榊野 龍二

平成21年12月8日に政府が発表した明日の安心と成長のための緊急経済対策において、平成21年度第1次補正予算により実施している環境対応車購入補助（エコカー補助）について、平成22年9月30日まで延長することが盛り込まれ、このための第2次補正予算が本年1月28日に可決成立しました。

この環境対応車普及促進事業を円滑に実施するため、

- (1) 政府が造成する基金（「環境対応車普及促進基金」）を設置・管理する法人（以下「基金設置法人」という。）、及び
- (2) 基金設置法人からの委託により環境対応車普及促進事業を行う事務局（以下「事務局」という。）について以下のとおり公募いたします。

1. 公募期間

平成22年2月3日（水）～平成22年2月15日（月）17時必着

2. 公募対象団体の要件等

- (1) 基金設置法人：非営利型法人（法人税法第2条第9号の2）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他の非営利法人
- (2) 事務局：法人格を有する団体

3. 公募対象事業

- (1) 基金設置法人：環境対応車普及促進基金の設置・管理業務
- (2) 事務局：「環境対応車普及促進事業」事務局設置運営業務

4. 応募の手続き等

- (1) 公募要領の交付期間及び場所

○交付期間

平成22年2月3日（水）～平成22年2月12日（金）17時まで

○場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車交通局総務課企画室 環境対応車（補助金）担当

- (2) 応募書類の提出期限、場所及び方法

○提出期限

平成22年2月15日（月）17時まで

○場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車交通局総務課企画室 環境対応車（補助金）担当

○方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。（提出期限必着）

(3) 担当部局

国土交通省自動車交通局総務課企画室 高井・岡田

電話：03-5253-8563(直通) FAX:03-5253-1636

※応募に関する質問は、公募要領に記載した方法（電子メール、FAX又は電話）にて受け付けます。（来訪等による問い合わせには対応しません。）

5. 審査方法

基金設置法人、事務局それぞれについて、有識者から成る外部評価委員会による審査を行い、業務の目的に最も合致した1者を選定させていただきます。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(3)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は応募書類を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領等による。